

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の概要

I 改正対象

以下の2本の共管命令の一部を改正する。

- 1 労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）
- 2 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成6年大蔵省・労働省令第1号）

II 改正内容

労働金庫又は労働金庫連合会の業務範囲等について、別紙「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する内閣府令の概要 17. 銀行法施行規則の一部改正」1（2）・（3）、2（1）、3、4に準じた改正を行う。